

(案)

事務連絡
令和7年●月●●日

各地方運輸局自動車技術安全部 あて
沖縄総合事務局運輸部 あて
（独）自動車技術総合機構 あて
軽自動車検査協会 あて
（一社）日本自動車整備振興会連合会 あて
日本自動車車体整備協同組合連合会 あて
（一社）日本自動車工業会 あて
日本自動車輸入組合 あて
（一社）日本自動車機械器具工業会 あて
（一社）日本自動車機械工具協会 あて

単名各通

国土交通省

物流・自動車局自動車整備課

緊急的な改善措置時等における
検査用スキャンツールの取扱いについて（周知）

OBD 検査及び OBD 確認（以下「OBD 検査等」という。）の実施に当たっては、（一社）日本自動車機械工具協会（以下「機工協」という。）が行う型式認定を受けた検査用スキャンツールを使用することとされている。また、検査用スキャンツールの製作者等は、型式認定を受けた検査用スキャンツールの構造、装置又は機能を変更しようとする場合には、機工協が定めるところにより、構造等変更試験を受けなければならないこととされている。

他方で、検査用スキャンツールの製作者等は、その製作した検査用スキャンツールについて技術基準等に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が設計又は製作の過程にあると認める場合には、速やかにソフトウェアアップデート等の改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講じる必要がある。

したがって、この場合等における検査用スキャンツールの型式認定の有効性や、事前に OBD 検査等を実施した車両に対する独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）等における基準適合性審査については、別紙 1、2 のとおり取り扱うものとする。

バージョンアップ時等における型式認定の有効性等

1. 型式認定の有効性

型式認定を受けた検査用スキャンツールについては、そのバージョン等が認定された旨の事実が機工協において公表された時点から、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める自動車検査用機械器具（以下「検査器具」という。）として取り扱って差し支えない。

2. 特定 DTC 照会アプリの表示

機工協がバージョン等について認定を行って間もない検査用スキャンツールについては、OBD 検査システムへの型式認定情報の反映に所定の時間がかかることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に「お使いの検査用スキャンツールは認定されていない可能性があります。」の文字（以下「非認定メッセージ」という。）が表示される可能性がある。ただし、1. のとおり型式認定は有効であることから、そのまま OBD 検査等を実施して差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、「自動車特定整備事業者等における OBD 検査及び OBD 確認の取扱方針について」（令和 6 年 3 月 28 日付国自整第 278 号。以下「OBD 取扱規定」という。）7.（2）の規定によるデータ収集の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。

緊急的な改善措置時における型式認定の有効性等

1. 型式認定の有効性

型式認定を受けた検査用スキャンツールであって、その製作者等が改善措置を講じようとし、又は講じたものは、機工協による構造等変更試験その他の手続（以下「構造等変更試験等」という。）前であっても、検査器具として取り扱って差し支えない。ただし、当該製作者等が、当該検査用スキャンツールが OBD 検査を適切に実施できない状態にあると認め、機工協がその旨を公表した場合は、この限りでない。

2. 特定 DTC 照会アプリの表示

機工協による構造等変更試験等の前に改善措置が講じられ、ドライバー又はファームウェアのバージョンが変更された検査用スキャンツールについては、型式認定時のバージョンと異なることから、OBD 検査等を実施する際、特定 DTC 照会アプリの画面上に非認定メッセージが表示される。ただし、1. のとおり型式認定の有効性は失われていないため、そのまま OBD 検査等を実施して差し支えない。なお、当該表示について不明な点等がある場合には、検査用スキャンツールの製作者等に問い合わせること。

3. 機構等における基準適合性審査時の取扱い

機構等が実施する基準適合性審査に先だって OBD 検査等を実施する際、2. により特定 DTC 照会アプリにおいて非認定メッセージが表示される車両については、OBD 取扱規定 7. (2) の規定によるデータ収集の対象となるため、機構等における基準適合性審査時の OBD 検査は省略されない。